

特殊な構造方法又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

建設省告示第四百十三号（平成十二年五月三十一日）

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 昇降行程が四メートル以下の昇降機（階床を貫通するものを除く。）又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する昇降機で、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以内のもの 令第二百二十九条の六第一号及び第二百二十九条の七第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イ かごは次に定める構造であること。ただし、昇降行程が一メートル以下のもので手すりを設けたものにおいては、この限りでは</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 昇降行程が二・五メートル以下の昇降機又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する昇降機で、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のもの 令第二百二十九条の六第一号及び第二百二十九条の七第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イ かごは次に定める構造であること。ただし、昇降行程が一メートル以下のもので手すりを設けたものにおいては、この限りでは</p>

ない。

・ 出入口の部分を除き、高さ一メートル（運転手がいなければ昇降できない昇降機で車椅子使用者専用の表示をしたものにあつては六十五センチメートル）以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかこの部分で、かこの床から高さ十五センチメートル以上の立ち上がり部分を設け、かつ、高さ一メートル（運転手がいなければ昇降できない昇降機で車椅子使用者専用の表示をしたものにあつては六十五センチメートル）以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

・ 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けていること。ただし、下部の出入口の床から丈夫の出入口の床まで及び上部の出入口の床から一メートル以上の高さまでを丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりで囲われている昇降路に設けるかこの出入口にあつては、この限りではない。

□ 用途、積載量（キログラムで表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成十二年建設省告示千四百十五号第五号に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を六十五キログラム、車椅子の重さを百二十キログラムとして積載荷重から算出したもの）並びに車椅子使用者専用のものにあつては、車椅子使用者専用であることを明示した標識

ない。

・ 出入口の部分を除き、高さ一メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかこの部分で、かこの床から高さ十五センチメートル以上の立ち上がり部分を設け、かつ、高さ一メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

・ 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けていること。

□ 用途、積載量（キログラムで表した重量とする。）及び最大定員（かこの床面積が二平方メートル以下のものにあつては一人、床面積が二平方メートルを超え、二・二五平方メートル以下のものにあつては二人とする。）を明示した標識をかこの見やすい場所に掲示していること。

をかご内の見やすい場所に掲示していること。

八〇二略

ホ 運転手がいなければ昇降できない昇降機にあつては、操作盤を、

かごの外で、全走行行程及びかご下を見通せるところに設置しなければならぬ。

八略

第二略

八〇二略

八略

第二略